

## 令和8年度 神奈川県県土整備局における総合評価方式に関する運用ガイドライン 〔建設工事編〕、〔工事系委託業務編〕の改定概要

※令和8年度の主な改定内容を記載しています。

改定内容の詳細は、各ガイドラインを必ずご確認ください。

### 【主な改定内容】

#### ○ 評価項目の新設・変更

##### 1 「女性技術者の活躍」の新設〔建設工事編〕

建設産業では、他産業と比較して女性の就業割合が低いこと、また、就業者全体の減少や高齢化による担い手不足を解消する観点からも、女性の活躍・定着促進に向けた取組を推進する必要があるため、女性技術者の現場配置の取組を評価する「女性技術者の活躍」を新たに追加した。

##### 2 「継続教育（CPD）実績」の評価基準の変更〔建設工事編〕

工事における配置予定技術者の継続教育（CPD）実績については、これまで「5単位／年以上」の実績を有する場合に評価していたが、工事系委託業務と同様に、各証明（認定）機関の推奨単位を有した技術者を評価するよう、評価基準を見直した。

#### ○ その他の改定

##### 3 同種工事（又は委託業務）実績の重複する添付資料の省略〔建設工事編〕、〔工事系委託業務編〕

これまで、同種工事（又は委託業務）実績の確認資料として、企業の実績と配置予定技術者の実績が同じである場合、それぞれの評価項目で同じ確認資料（コリンズ・テクリスデータ等の写し）の添付を求めていたが、重複する確認資料の添付は、1部のみに省略できることとした。

##### 4 「手持ち業務数」に係るテクリスデータ写しの提出省略〔工事系委託業務編〕

これまで「手持ち業務数」の確認資料として、各業務のテクリスデータ写しの添付を求めていたが、テクリスデータの写しの添付は不要とすることとした。（技術資料の様式－3及び様式－4へ記載するテクリス登録番号等の項目は変更なし）